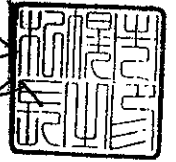


札幌市企画調整規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 19 日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第 14 号

札幌市企画調整規則の一部を改正する規則

札幌市企画調整規則（昭和 47 年規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第 4 条第 1 項中「及び」の次に「全ての」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、1 人又は 2 人の副市長が不在の場合においても、市長が必要と認めるときは、これを開催することができる。

- (2) 第 4 条の 2 第 1 項中「第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、同規則」を削り、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「に事故があるとき、又は定例局長が欠けた」を「が不在の」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「に事故があるとき、又は当該局長等が欠けた」を「が不在の」に改め、同項を同条第 3 項とする。

- (3) 第 6 条第 3 号中「の基本方針」を削り、同条第 4 号を次のように改める。

(4) その他市長が必要と認める事項

- (4) 第 6 条第 5 号から第 8 号までを削る。

- (5) 第 7 条の 3 第 1 項中「財政部長に事故があるとき、又は財政部長が欠けたときは、」を「政策企画部長又は財政部長が不在のときは、それぞれ」に、「財政部長の」を「政策企画部長又は財政部長の」に改め、同条第 2 項中「に事故があるとき、又は当該部長等が欠けた」を「が不在の」に改める。

- (6) 第 11 条の 2 第 1 項中「に事故があるとき、又は定例局長が欠けた」を「が不在の」に改め、同条第 2 項中「に事故があるとき、又は当該局長等が欠けた」を「が不在の」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 第7条の3第1項の規定は、企画調整会議について準用する。

(7) 第15条の2を次のように改める。

(代理)

第15条の2 第7条の3の規定は、幹事会について準用する。

(8) 第20条第1項中「に事故があるとき、又はまちづくり政策局長が欠けた」を「が不在の」に、「第7条、第7条の2第3項、第8条、第11条、第12条から第14条まで、第15条第3項及び第17条から第19条まで」を「この規則」に改め、同条第2項中「に事故があるとき、又は政策企画部長が欠けた」を「が不在の」に、「に定める政策企画部長が掌理する」を「の規定による主宰に関する」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。